

徳島県規則第五十六号

徳島県生活環境関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県生活環境関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県生活環境関係手数料条例施行規則（令和二年徳島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表の一の項」を「別表第一の一の項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。